

【件名】

助成金完了時の登記事項証明の件について

【内容】

環境政策課にて行っている助成金制度において、完了報告時に登記事項証明の原本の提出を求められます。

しかし、現在登記事項証明は照会番号を取得の上、有効期限付にてインターネット請求が可能で、本内容は確定申告等でも有効なものとなっておりますが、鎌倉市では認められないものとなっております。

昨今のインターネットの普及や今後の技術の進歩、働き方改革の観点から、上記書類での提出を認めて頂きたいと思えます。

また、完了報告時に求めるべき内容は窓口担当では分からないとの事で、原本以外は認められないという事も、本来窓口で業務を行っている方々が各書類の目的を理解せず、ただただ記載内容だけを判断の材料としている事も市政が時代のスピード感との大きな相違が出ている点だと思えます。そのような落とし込みをしっかりと行って頂きたいと思えます。

【回答】

今回御指摘いただきました本市の補助金交付において必要となる書類のひとつである「登記事項証明書」についてですが、現状では原本の提出を求めています。

この書類は、補助対象設備を設置する住宅の所有者確認を行うためのものですが、鎌倉市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱において、上記の確認を「登記事項証明書」によるものとしております。しかし、近年登記情報提供サービスの利用件数は大幅に増加しており、一般的な認知も広がってきたことなどを考慮すると添付書類についても改めて見直す必要があると認識いたしております。

今回御指摘いただいた内容を踏まえ、補助対象設備を設置する住宅の所有者の確認を行うにあたり、「登記事項証明書」のほかに補助対象設備を設置する住宅の所有者確認ができる書類で対応できるよう、今後要綱を改正し、補助金申請者の負担軽減に努めてまいります。

平成 30 年 11 月 5 日対応／回答